自治体職員のための政策法務入門

~公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して~

連載

第53回

住民投票制度の現状と課題③

鹿児島大学教授 宇那木正寛

回のがイン

住民投票実施の課題都道府県における

市町村レベルでは、多くの住民投票条例が全国で制定されていますが、都道府県レベルの住民投票条例になると、管見の限り、先に取り上げた、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例、辺野古米軍素地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例、常設型の住民投票条例である鳥取県民参画基本条例くらいではないでしょうか。このように、都道府県の住民投票条例が少ないのは、主に、実施における技術的課題がないのは、主に、実施における技術的課題がないのは、主に、実施における技術的課題がないのは、主に、実施における技術的課題が

の調製、 開票所の会場の確保、 都道府県が投票を実施する場合、 原因の一つであると考えられます。すなわち、 の三つの方法があります。 ③事務の代替執行(同法第252条の16の2 に定める事務の委託 252条の17の2)、 ①条例による事務処理特例制度(自治法第 計数機などの投開票資機材の調達が必要であ ることから、 この場合、市町村の協力を得る方法として、 各投票所での投開票事務従事者や投 市町村の協力が不可欠です。 ②同法第252条の (同法第252条の14)、 投票箱・投票記載台 投票者名簿 14

号)の施行により、 止されました。 び都道府県の事務をそれぞれの下請け機関 事務処理権限が明確に区分され、 律の整備等に関する法律 の地域における事務を処理することになり して処理する、 定された地方分権の推進を図るための関係法 てです。 まず、 戦後最大の分権改革を目的として制 条例による事務処理特例制度につ これにより、 いわゆる、 国・都道府県・市町村 (平成11年法律第87 機関委任事務は 市町村は、 国の事務及 自ら

ついて考えてみましょう。で住民投票があります。近年、住民投票は、自治体における二元代表制を補う制度として住民投票があります。近年、住民投票は、住民投票があります。近年、住民投票は、住民自治を拡充するための手法の一つとし

91 ◆自治体法務研究 2024・秋

した。そうした状況にあって、

都道府県に属

条例による事務処理特例制度です。務として分配する狙いで制度化されたのが、限を委譲し、地域の実情に応じて市町村の事限を委譲し、地域の実情に応じて市町村の事な事務を、都道府県の判断により、あるいする事務を、

2

務も含まれます。 条例による事務処理特例制度の対象となる 事務は、法令の明文規定により又は法令の趣 旨・目的から対象とすることができないもの を除き、原則として都道府県知事の権限に属 する全ての事務が対象となります。また、法 令に定めるもののほか、都道府県の対象となる

条例による事務処理の特例により市町村が 条例による事務処理の特例により市町村が を失い、当該市町村長は自己の名と責任にお で当該事務について都道府県知事はその権限 で当該事務について都道府県知事はその権限

(地方自治法)

(条例による事務処理の特例)

し及び執行するものとする。とされた事務は、当該市町村の長が管理

- 前項の条例(同項の規定により都道府ることとする場合で、同項の条例の定めることとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。)を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事は、あらかじめ、その権限に属する事は、あらかじめ、その権限に属する事は、あらかじめ、その権限に属するととなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村の長は、その議会の議決を経て、3 市町村の長は、その議会の議決を経て、
- 町村の長と協議しなければならない。は、都道府県知事は、速やかに、当該市4 前項の規定による要請があつたとき

民投票条例です(同条例第13条)。 米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県 米国・地理特例制度を利用したのが、辺野古 のである。 のでは、のでは、のでは、いて、、のでは、いて、、のでは、いて、、のでは

を問う県民投票条例】 【辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否

(県民投票事務の執行)

第3条 県民投票に関する事務は、知事が

執行する。

(事務処理の特例)

この制度は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を移譲先の市町村長との協議を経事務の一部を移譲先の市町村長との協議を経ずし、市町村に権限を移譲したからといって当然に、市町村の選挙管理委員会が法令に定められた事務(自治法第186条)に加えて、移譲された事務を執行することになるわけではありません。

【地方自治法】

り、当該普通地方公共団体が処理する選これに基づく政令の定めるところによ第186条 選挙管理委員会は、法律又は

務を管理する。(ほう)を関する事務及びこれに関係のある事

協議し、事務の委任をする必要があります。2の定めるところにより、選挙管理委員会とを受けた市町村長が地方自治法第180条のを受けた市町村長が地方自治法第180条のよって、この制度を利用する場合であって

【地方自治法】

第180条の2 員については、 定める普通地方公共団体の委員会又は季 行させることができる。ただし、政令で 補助する職員若しくはこれらの執行機関 委任し、又はこれらの執行機関の事務を 関の事務を補助する職員若しくはこれら 教育長)、委員若しくはこれらの執行機 委員会の委員長(教育委員会にあつては) 協議して、 該普通地方公共団体の委員会又は委員と の管理に属する機関の職員をして補助執 (執行機関の管理に属する機関の職員に その権限に属する事務の一部を、 普通地方公共団体の委員会、 この限りでない。 普通地方公共団体の 当 長

地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関すところで、同じく沖縄県で制定された日米

りません。なぜでしょうか。
うに事務処理の特例について定める規定はあための埋立ての賛否を問う県民投票条例のよる県民投票条例では、辺野古米軍基地建設の

に関する県民投票条例】 【日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小

(県民投票事務の執行)

執行するものとする 第4条 県民投票に関する事務は、知事が

務の一 当時、 整理縮小に関する県民投票条例が制定された てもこれを拒否することはできないと解され を経ることなく市町村長に委任することがで を当該市町村長などと事前の協議などの手続 道府県知事は、その権限に属する事務の一 たからです。すなわち、当時の規定では、 第153条第2項) ていたからです。 これは、 委任された以上は、 部を市町村に委任する規定 都道府県知事は、その権限に属する事 日米地位協定の見直し及び基地の を根拠とすることができ いかなる事由があっ (旧自治法 都 部

【旧地方自治法第153条】

務の一部をその管理に属する行政庁又は2 都道府県知事は、その権限に属する事

市町村長に委任することができる。

権限の移譲は困難です。 と、事実上、市町村長の同意を得なければ 最も身近で実現できる基礎自治体であり、 はありません。しかし、市町村が住民自治を 市町村長の同意までは求められているわけで 知事は、 を進めていかなければならないことを考える 道府県と市町村が対等・協力関係の下で自治 の規定上、権限の移譲に当たって、 る事務処理特例制度ということになります。 た。この代わりに制定されたのが、条例によ 等に関する法律の施行によりなくなりまし 地方分権の推進を図るための関係法律の整備 自治法第153条第2項の規定は、平成12年、 の関係に上下があることを前提とする旧地方 ついて定める地方自治法第252条の17の2 ところで、 なお、 こうした都道府県知事と市町村長と 市町村長との協議だけ行えばよく 条例による事務処理特例制度に 都道府県 都

尊重しています。 らも分かるように、移譲先の市町村の意向を市町村の希望に対応」するとしていることかし、権限の移譲に当たっては、「それぞれの

ŋ, この点、県民投票に係る事務は、その性格か す。 らして市町村に移譲し、執行することが相応 より都道府県知事の権限とされているもの 特例制度の対象となる事務は、 の市町村長との協議を経て地域の実情に応じ に属する事務の一部を、 事務処理特例制度とは、 しい事務といえるかどうかは疑問です。 治の本旨に、より適うと考えられる事務です。 市町村の創意工夫により執行した方が地方自 て市町村が処理できるようにする仕組みで これまで解説してきたように、 したがって、この条例による事務処理の あるいは市町村側の要望により、 地域の実情から市町村に移譲し、 都道府県知事の権限 都道府県の判断によ 法令や条例に 条例による 移譲先 当該

なお、条例による事務処理特例制度により 市町村に県民投票の実施が義務付けられた場 合であっても、当該実施を義務付けられた市 町村の議会が、政治的理由などから県民投票 の実施に反対し、県民投票実施に係る予算の 教行を否決する場合も考えられます。この場 合、市町村長はどのような対応が可能でしょ りか。議会が否決した場合、市町村長は、県

とは可能です(同条第2項)。 (自治法第177条第1項第1号) であることからこれを再議に付した上で、執行することからこれを再議に付した上で、執行することがられる事務が条例による事務処理の特民投票に係る事務が条例による事務処理の特

【地方自治法】

第177条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共に伴う収入について、当該普通地方公共

- (1) 法令により負担する経費、法律のの義務に属する経費をの他の普通地方公共団体の表別での職権によりの職権によりの表別である。
- 前項第1号の場合において、議会の議症予防のために必要な経費又は感染旧の施設のために必要な経費又は感染

2

- ができる。
- | 3 第1項第2号の場合において、議会の

なすことができる。
は減額したときは、当該普通地方公共団議決がなお同号に掲げる経費を削除し又

しょう。 は、 票事務のように県の定めたルール通り、 務の代替執行の制度を利用することが適切で に執行することが求められる事務について は言いがたい面があります。そこで、 市町村に移ってしまうことからしても適切と 的趣旨からしても、 制度を利用することについては、 させるに当たって、 右のように県民投票の事務を市町村に処 地方自治法第252条の16の2に定める事 また、事務処理の権限 条例による事務処理特例 制度の本来 県民投

【地方自治法】

(事務の代替執行)
は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の長若しくは委員の名において管理し及び執行しくは委員の名において管理し及び執行しくは委員の名において管理し及び執行しくは委員の名において管理し及び執行すること(以下この条及び次条において

2 3 場合に、 代替執行をし、 本文の規定は前2項の規定により事務の 協議してこれを行わなければならない。 係普通地方公共団体は、同項の例により 代替執行を廃止しようとするときは、 事務」という。)を変更し、又は事務の る事務(以下この款において「代替執行 合に準用する。 「事務の代替執行」という。)ができる。 第252条の2の2第2項及び第3項 前項の規定により事務の代替執行をす 若しくは事務の代替執行を廃止する 同条第4項の規定は第1項の場 又は代替執行事務を変更

あります。 事務の委託制度 事務の代替執行に類似の制度として (自治法第252条の14) が

(地方自治法)

(事務の委託

2 第252条の14 に委託して、 議により規約を定め、 て管理し及び執行させることができる。 長又は同種の委員会若しくは委員をし 事務の一部を、 前項の規定により委託した事務を変更 当該他の普通地方公共団体 普通地方公共団体は、 他の普通地方公共団体 普通地方公共団 協

> 同 するときは、 け ればならない 頭の例により、 又はその事務の委託を廃止しようと 関係普通地方公共団体は、 協議してこれを行わな

3 託を廃止する場合に、 方公共団体の事務を委託し、又は委託 は第1項の場合にこれを準用する。 た事務を変更し、 本文の規定は前2項の規定により普通 第252条の2の2第2項及び第3項 若しくはその事務の委 同条第4項の規定

です。 町 替執行の制度は、 係自治体の議会の議決を経て、 することにより、 務として管理し執行するのに対し、事務の代 0 が執行したものとしてその効果が生じるも めた自治体の執行機関の名において事務処理 事 一村の間で規約を定める必要があります。 た自治体の機関により受託事務を自身の事 違いですが、 事務委託の制度と事務の代替執行の制度と いずれの制度を利用する場合にも、 事務委託の制度が、委託を受 代替を求めた自治体の機関 代替する自治体が代替を求 都道府県と市 関 0

接執行することにならざるを得ないでしょう。 区域から除外する、あるいは、都道府県が直 力が得られない市町村については、 あっても政治的理由や地域の実情などから協 務 の代替執行の方式を利用する場合で 住民投票の

8

まとめ

もちろんです。 具体的には、投票結果を住民がもともと持 うなものとすることができるかどうかです。 は可能かといった点について検討することは 要性はあるのか、そして住民投票実施に当 見表明することが妥当なものなのか、 象となっているテーマが、住民投票により意 十分に確保できるかどうかです。 るための事前プロセスを投票実施者におい 民投票結果を正当なものとして尊重されるよ たって生ずる技術上の諸課題を解決すること 住民投票の実施に当たっては、 しかし、 より重要なのは、 当該投票対 その必 7

むのではなく、 自らの考えを修正しようとする態度を持って の考えを最終的に押し通そうという態度で臨 りません。 障され、それを前提とする熟議のための場 となる情報や知識を学ぶ機会が制度として保 は、 定期間にわたり、 こうした事前プロセスを確保するため 投票権者が合理的な判断を行う上で必要 なお、 他者の意見に耳を傾けなが 議論に参加する者は、 広く提供されなければな 自 分

行われなければなりません。 囚われない党派を超えた自由・闊達な議論が 議論では、少数意見も参照され、固定観念に (a)

注

15 訂版] 改良区の総代会の総代の選挙に関する事務 例えば土地改良法に定めるところによる土地 院議員または参議院議員の選挙はもとより、 普通地方公共団体の長又は議会の選挙、 共団体が処理する選挙に関する事務」とは、 務」及び②「これに関係のある事務」である(自 通 所裁判官国民審査法)に関する事務等である 判所裁判官の国民審査 (憲法79条、 についての選挙人の投票 大都市地域特別区設置法による特別区の設置 自治法261条、 に適用される特別法に係る投票 に関する事務のほか、 選挙又は当選の争訟に関する事務、 される。また、「これに関係ある事務」とは、 治法186条)。このうち、「当該普通地方公 (土地改良法23条4項) 松本英昭 |地方公共団体が処理する選挙に関する事 選挙管理委員会の所掌事務は、 (学陽書房、 新版 262条)に関する事務 逐条地方自治法 2017年) 671頁)。 のようなものも含むと 一の地方公共団体のみ (同法7条)、 1 (憲法95条) 〔第9次改 直接請求 最高裁判 「当該普 最高裁 衆議

まれない。

及び「これに関係ある事務」のいずれにも含地方公共団体が処理する選挙に関する事務」このため、住民投票に係る事務は「当該普通

- 版〕』(学陽書房、1995年)453頁。(16)長野士郎『逐条地方自治法〔第12次改訂新
- はできない。 条例による事務処理特例制度を利用すること(17)市町村長に協議すら拒否された場合には、
- (18) 鹿児島県庁ホームページ「権限移譲プログラムに基づく権限移譲の概要」http://www.pref.kagoshima.jp/ab08/kensei/shityoson/gyosei/bunken.html(令和5年11月15日最終閲覧)。
- 10版]』(有斐閣、2023年)121頁)。民法上の委託とは異なり、管理執行権限を喪失す託者に移り、委託者は管理執行権限を喪失する制度である(宇賀克也『地方自治法概説〔第
- 残る(宇賀・前掲注(19)123頁)。 代替執行の場合、当該事務の処理権限は、事務の代替執行の場合、当該事務の処理権限は、事
- 研究フォーラム訳)『世界に学ぶミニ・パブとして、OECD(経済協力開発機構)Openとして、OECD(経済協力開発機構)Open

つくりかた』(学芸出版社、2023年) がある。リックス:くじ引きと熟議による民主主義の